

西原村公共交通運転手就業支援金【概要】

村内における公共交通等の運行に従事する村内交通事業者の運転手を対象に支援金を交付することにより、公共交通等の運転手を確保し、村内公共交通を維持するとともに、村内への移住、就業を促進することを目的とする。

交付対象者

【交付対象者】以下のすべての要件に該当する者

①移住等に関する要件

- ・ 村外から転入し、西原村に住民登録されている者
※西原村から転出した日から1年以内に村内に転入した者は除く
- ・ 支援金の申請時において、**転入後1年以内**であること
- ・ 支援金の申請日から**5年以上継続して西原村に居住する意思を有している**こと

②就業に関する要件

- ・ 令和7年4月1日以降に村内交通事業者に就職し、かつ、**5年以上継続して雇用される見込みのある者**
※就職日以前1年間に於いて村内交通事業者に雇用されていた者は除く
- ・ 支援金の申請日から**5年以上継続して村内事業者で就業する意思を有している**こと
- ・ **第二種運転免許を有する者及び就職後に第二種運転免許を取得予定の者**
※免許取得予定者は、就職日から1年以内に取得見込みのある者に限る

③その他の要件

- ・ 本人及び世帯員全員に転入前の市町村税等及び転入後の村税等の滞納がないこと
- ・ 本人及び世帯員全員が西原村暴力団排除条例(平成23年西原村条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと

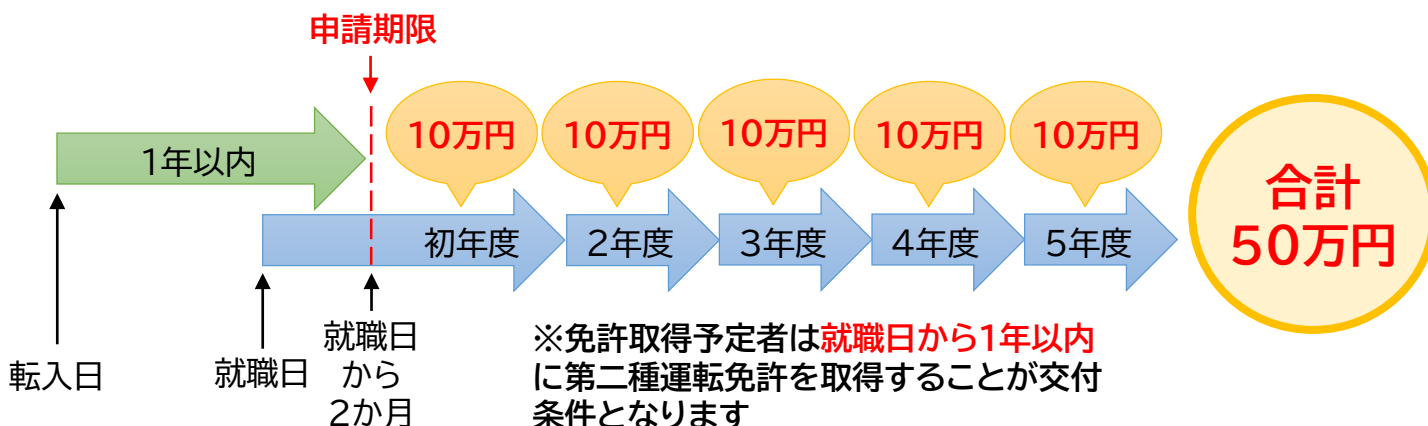
支援金の額

合計50万円

※就職年度(又は第二種運転免許取得年度)から5年度目において**各10万円**を支給する

申請期限

就職日から**2か月以内**



提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 雇用証明書(様式第2号)
- ③ 誓約書兼同意書(様式第3号)
- ④ 申請者の過去1年間の住所地履歴が確認できる書類
- ⑤ 第二種運転免許の写し ※免許取得予定者は請求時に提出が必要
- ⑥ 申請者及び世帯員全員の転入前市町村税等及び転入後の村税等に滞納がないことを証する書類
- ⑦ その他村長が特に必要と認める書類